

四半期報告書

(第12期第2四半期)

株式会社

セブン銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【役員の状況】	22
第4 【経理の状況】	23
1 【中間財務諸表】	24
2 【その他】	49
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	50

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月22日

【四半期会計期間】 第12期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 二子石 謙輔

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03（3211）3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 舟竹 泰昭

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03（3211）3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 舟竹 泰昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成22年度 中間会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	平成23年度 中間会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	平成24年度 中間会計期間 (自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	平成22年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
経常収益	百万円	43,146	44,338	46,744	83,964	88,318
経常利益	百万円	14,976	15,710	16,531	27,449	29,557
中間純利益	百万円	8,851	9,270	10,081	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	16,008	17,267
持分法を適用した場合の 投資利益の金額	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	30,503	30,505	30,509	30,503	30,505
発行済株式総数	千株	1,220	1,190	1,190,949	1,190	1,190,908
純資産額	百万円	115,520	120,750	131,509	114,539	125,629
総資産額	百万円	517,366	603,855	758,086	600,061	652,956
預金残高	百万円	237,256	330,077	369,876	312,692	331,581
貸出金残高	百万円	349	1,157	2,771	536	1,916
有価証券残高	百万円	89,651	109,728	98,953	99,978	98,813
1株当たり純資産額	円	94,559.83	101.20	110.17	96,050.49	105.30
1株当たり中間純利益金額	円	7,255.53	7.78	8.46	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	13,198.52	14.49
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	7,252.43	7.77	8.45	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	13,191.01	14.48
1株当たり配当額	円	2,600	2,600	3.25	5,200	2,603.60
自己資本比率	%	22.29	19.95	17.30	19.06	19.20
単体自己資本比率 (国内基準)	%	51.78	53.02	51.60	51.19	53.25
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	40,541	△33,203	46,949	125,487	1,401
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△7,803	△15,850	△10,457	△23,140	△11,703

		平成22年度 中間会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	平成23年度 中間会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	平成24年度 中間会計期間 (自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	平成22年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△3,355	△3,096	△4,287	△11,526	△6,192
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	323,576	332,862	400,723	385,013	368,518
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	322 〔231〕	318 〔230〕	435 〔185〕	328 〔232〕	409 〔227〕

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、「最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益の金額につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 当社は、平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、平成23年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定しております。
6. 平成23年度1株当たり配当額は、株式分割前の第2四半期末の配当と、株式分割後の期末配当を合計したものであり、株式分割後に換算すると、中間配当は1株当たり2円60銭、年間配当は6円20銭に相当いたします。
- また、平成23年度1株当たり配当額2,603円60銭には、期末配当における東京証券取引所市場第一部上場の記念配当1円00銭を含んでおります。
7. 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。
8. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。
9. 従業員数は、役員、執行役員、当社からの出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員であります。ただし、平成22年度中間会計期間、平成22年度、平成23年度中間会計期間までは嘱託社員等を除いております。
10. 従業員数の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。また、第11期有価証券報告書（平成24年6月19日提出）に記載した「事業等のリスク」に重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、FCTI Holdings, LLCとの間で、当社が保有するFinancial Consulting & Trading International, Inc.（本社：米国カリフォルニア州、代表者：Paul Cooley）の全発行済株式を当社が取得することについて平成24年9月6日付で合意し、株式売買契約を締結いたしました。当該合意に基づき平成24年10月6日に全発行済株式を取得しております。

詳細は、「第4 経理の状況」中、「1 中間財務諸表」の「重要な後発事象」に記載しております。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

①経営成績の分析

（当期間の経営成績）

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、復興関連需要などから国内需要が堅調に推移するもとで、緩やかな回復の動きが見られ、個人消費も底堅く推移いたしました。しかし一方で、欧州債務問題を巡る懸念等から、世界経済には減速感が拡がっており、先行きは依然として不透明な状況となっております。

こうした環境の下、当第2四半期累計期間の当社業績は、経常収益が46,744百万円、経常利益が16,531百万円、中間純利益が10,081百万円となりました。

A T M設置台数の増加により総利用件数が堅調に推移したことや、ノンバンクの取引減少幅が改善したことで、前第2四半期累計期間比で増収増益となりました。

	前第2四半期累計期間 (百万円)	当第2四半期累計期間 (百万円)	増減率 (%)
経常収益	44,338	46,744	5.4
経常利益	15,710	16,531	5.2
中間純利益	9,270	10,081	8.7

(A T Mサービス)

当第2四半期累計期間も、セブン&アイHLDGS.グループ(以下、「グループ」という)内外でA T Mの設置を推進いたしました。加えて、ご利用いただける提携金融機関を増やすことにより、A T Mをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

A T M設置については、グループ内では、セブン-イレブンの新規出店に伴う設置台数増加のほか、利用件数の多い店舗へのA T M増設(平成24年9月末現在の複数台設置店舗は1,162店)を行いました。一方、グループ外では、J R東京駅丸の内北口ドーム内や東京メトロ線の5路線8駅に新たに設置するなど、お客さまのご利用ニーズの高い駅や商業施設等への展開を推進いたしました。

金融機関の提携については、新たに百十四銀行(平成24年5月)、西日本シティ銀行(同年5月)、北都銀行(同年5月)、池田泉州銀行(同年8月)が加わり、平成24年9月末現在の提携先は、銀行108行^(注1)、信用金庫265庫、信用組合132組合、労働金庫13庫、J Aバンク1業態、J Fマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社9社、生命保険会社8社、その他金融機関42社の計580社^(注2)となりました。

以上の取り組みの結果、A T M設置台数は17,330台(前事業年度末比4.1%増)になりました。また、当第2四半期累計期間のA T M1日1台当たり平均利用件数は112.7件(前第2四半期累計期間比2.1%減)、総利用件数は347百万件(同5.7%増)と推移いたしました。

(注1)平成24年9月末の提携銀行数は、前事業年度末(105行)から新規提携により4行増加、合併により1行減少し、108行となりました。

(注2)J Aバンク及びJ Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしています。

(金融サービス)

平成24年9月末現在、個人のお客さまの預金口座数は1,015千口座(前事業年度末比4.5%増)、個人向けローンサービスの契約口座数は21千口座(同19.9%増)となりました。

また、海外送金サービスは契約口座数、送金件数ともに順調に増加し、平成24年9月末現在の契約口座数は22千口座(同105.2%増)、当第2四半期累計期間の送金件数は72千件(前第2四半期累計期間件数は3千件)となりました。

②財政状態に関する分析

総資産は、758,086百万円となりました。このうちA T M運営のために必要な現金預け金が400,723百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引、コール市場取引の担保等として必要な有価証券が98,953百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が172,797百万円となっております。

負債は、626,576百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高(譲渡性預金を除く)は369,876百万円となっております。なお、個人向け普通預金残高は131,456百万円、定期預金残高は95,846百万円となっております。

純資産は、131,509百万円となりました。このうち利益剰余金は70,196百万円となっております。

	前事業年度 (百万円) (A)	当第2四半期会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
総資産	652,956	758,086	105,129
負債	527,326	626,576	99,249
純資産	125,629	131,509	5,879

③国内業務部門収支

当第2四半期累計期間の資金運用収支は前第2四半期累計期間比288百万円増加し△532百万円、役員取引等収支は同1,937百万円増加し40,675百万円、その他業務収支は同148百万円減少し△152百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前第2四半期累計期間	△820
	当第2四半期累計期間	△532
うち資金運用収益	前第2四半期累計期間	232
	当第2四半期累計期間	248
うち資金調達費用	前第2四半期累計期間	1,052
	当第2四半期累計期間	780
役員取引等収支	前第2四半期累計期間	38,738
	当第2四半期累計期間	40,675
うち役員取引等収益	前第2四半期累計期間	44,040
	当第2四半期累計期間	46,457
うち役員取引等費用	前第2四半期累計期間	5,301
	当第2四半期累計期間	5,781
その他業務収支	前第2四半期累計期間	△3
	当第2四半期累計期間	△152
うちその他業務収益	前第2四半期累計期間	—
	当第2四半期累計期間	10
うちその他業務費用	前第2四半期累計期間	3
	当第2四半期累計期間	162

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

④国内業務部門役務取引の状況

当第2四半期累計期間の役務取引等収益は、A T M関連業務44,208百万円及び為替業務389百万円等により、合計で前第2四半期累計期間比2,417百万円増加し46,457百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて同480百万円増加し5,781百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
役務取引等収益	前第2四半期累計期間	44,040
	当第2四半期累計期間	46,457
うち預金・貸出業務	前第2四半期累計期間	32
	当第2四半期累計期間	33
うち為替業務	前第2四半期累計期間	272
	当第2四半期累計期間	389
うちA T M関連業務	前第2四半期累計期間	42,204
	当第2四半期累計期間	44,208
役務取引等費用	前第2四半期累計期間	5,301
	当第2四半期累計期間	5,781
うち為替業務	前第2四半期累計期間	120
	当第2四半期累計期間	193
うちA T M関連業務	前第2四半期累計期間	5,141
	当第2四半期累計期間	5,495

(注) 国際業務部門の役務取引はありません。

⑤国内業務部門預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期会計期間	330,077
	当第2四半期会計期間	369,876
うち流動性預金	前第2四半期会計期間	176,293
	当第2四半期会計期間	227,827
うち定期性預金	前第2四半期会計期間	153,630
	当第2四半期会計期間	140,656
うちその他	前第2四半期会計期間	153
	当第2四半期会計期間	1,391
譲渡性預金	前第2四半期会計期間	826
	当第2四半期会計期間	40,690
総合計	前第2四半期会計期間	330,904
	当第2四半期会計期間	410,566

（注） 1. 国際業務部門の預金残高はありません。

2. 流動性預金＝普通預金

3. 定期性預金＝定期預金

⑥国内業務部門貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残構成比）

業種別	前第2四半期会計期間		当第2四半期会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
個人	1,157	100.00	2,771	100.00
法人	—	—	—	—
合計	1,157	100.00	2,771	100.00

（注） 国際業務部門の貸出金残高はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は、400,723百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に預金の増加額38,294百万円、普通社債発行及び償還による増加額30,000百万円等の増加要因が、ATM未決済資金の増加額35,054百万円等の減少要因を上回ったことにより46,949百万円の収入となりました。

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主に固定資産の取得による支出10,071百万円により、10,457百万円の支出となりました。

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、主に配当金の支払により、4,287百万円の支出になりました。

	前第2四半期累計期間 (百万円) (A)	当第2四半期累計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
営業活動による キャッシュ・フロー	△33,203	46,949	80,153
投資活動による キャッシュ・フロー	△15,850	△10,457	5,392
財務活動による キャッシュ・フロー	△3,096	△4,287	△1,190
現金及び現金同等物の 中間期末残高	332,862	400,723	67,860

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第2四半期累計期間において、当社の従業員数に著しい変更はありません。

(6) 主要な設備

当第2四半期累計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

また、前事業年度末において計画中であった重要な設備計画の変更及び新たに確定した設備計画は、次のとおりであります。

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
				総額	既支払額			
ATM	東京都 千代田区他	変更	ATM	26,478	4,626	自己資金	平成24年4月	平成26年3月
本店他	東京都 千代田区他	変更	ATM取引中継 システム	2,768	—	自己資金	平成24年4月	平成26年6月
本店他	東京都 千代田区他	新設	ATMコールセンタ ーシステム	1,938	—	自己資金	平成24年10月	平成26年10月

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要（単体）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	37,914	39,991	2,076
経費(除く臨時処理分)	22,222	23,415	1,193
人件費	2,450	2,534	84
物件費	18,811	19,975	1,163
税金	960	905	△55
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	15,691	16,575	883
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	15,691	16,575	883
一般貸倒引当金繰入額	41	—	△41
業務純益	15,650	16,575	925
うち債券関係損益	—	—	—
臨時損益	60	△44	△104
株式等関係損益	—	—	—
不良債権処理額	—	—	—
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	—	—	—
貸倒引当金戻入益	—	2	2
償却債権取立益	—	—	—
その他臨時損益	60	△46	△107
経常利益	15,710	16,531	820
特別損益	△63	△245	△182
うち固定資産処分損益	△63	△37	25
税引前中間純利益	15,647	16,285	637
法人税、住民税及び事業税	6,396	6,246	△150
法人税等調整額	△19	△42	△23
法人税等合計	6,377	6,203	△173
中間純利益	9,270	10,081	811

- (注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
5. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	0.26	0.33	0.06
（イ）貸出金利回	14.98	14.98	0.00
（ロ）有価証券利回	0.23	0.07	△0.15
(2) 資金調達原価 ②	9.54	9.77	0.23
（イ）預金等利回	0.17	0.12	△0.05
（ロ）外部負債利回	0.61	0.64	0.02
(3) 総資金利鞘 ①-②	△9.27	△9.44	△0.17

（注）「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース （一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	25.98	25.23	△0.75
業務純益ベース （一般貸倒引当金繰入前）	25.98	25.23	△0.75
業務純益ベース	25.91	25.23	△0.68
中間純利益ベース	15.35	15.34	△0.00

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	330,077	369,876	39,798
預金（平残）	333,911	333,159	△751
貸出金（末残）	1,157	2,771	1,614
貸出金（平残）	767	2,386	1,618

（注）譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	228,867	227,316	△1,551
法人	101,209	142,559	41,349
計	330,077	369,876	39,798

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	—	—	—
その他ローン残高	1,157	2,771	1,614
計	1,157	2,771	1,614

(4) 中小企業等貸出金

該当事項はありません。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	30,505	30,509
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	30,505	30,509
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	0	0
	その他利益剰余金	59,500	70,196
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	0
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	3,096	3,870
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	220	291
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	117,636	127,635
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	117,636	127,635
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	112	74
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	112	74
	うち自己資本への算入額 (B)	112	74
控除項目	控除項目（注4） (C)	2,000	2,000
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	115,749	125,710
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	59,209	83,636
	オフ・バランス取引等項目	5	35
	信用リスク・アセットの額 (E)	59,215	83,671
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 （(G) / 8%） (F)	159,074	159,937
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	12,725	12,795
	計 (E) + (F) (H)	218,289	243,609
単体自己資本比率（国内基準）= D / H × 100（%）		53.02	51.60
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（%）		53.89	52.39

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の貸出金、未収収益中の未収利息、ATM仮払金及びその他資産中の仮払金の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものがあります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	6
危険債権	—	—
要管理債権	0	0
正常債権	80,579	175,660

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	4,763,632,000
計	4,763,632,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数 (株) (平成24年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,190,949,000	1,190,949,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,190,949,000	1,190,949,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(イ) 平成24年7月6日開催の取締役会決議

決議年月日	平成24年7月6日
新株予約権の数(個)	363 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	363,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年8月7日から 平成54年8月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり175,000円 資本組入額 1,000株当たり 88,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1,000株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
- また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。
3. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
- 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
- 再編成対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(ロ) 平成24年7月6日開催の取締役会決議

決議年月日	平成24年7月6日
新株予約権の数（個）	77 （注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	77,000 （注） 2
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年8月7日から 平成54年8月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり175,000円 資本組入額 1,000株当たり 88,000円
新株予約権の行使の条件	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 4

（注） 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1,000株とします。

2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役役に就任した場合には取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
- c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年9月30日	—	1,190,949	—	30,509	—	30,509

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	453,639	38.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	50,779	4.26
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	46,961	3.94
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	45,000	3.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	44,908	3.77
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A.	33,361	2.80
ジェーピー モルガン チェース バンク 385174 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y5AJ, UNITED KINGDOM	28,649	2.40
ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U. S. A	17,137	1.43
ノーザン トラスト カンパニー エイブ イエフシー リ フィデリティ ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	15,729	1.32
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	15,000	1.25
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1	15,000	1.25
計	—	766,165	64.33

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 47,629千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 42,406千株

2. フィデリティ投信株式会社から、平成24年5月9日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年4月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成24年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式数に対 する所有株式数の 割合(%)
エフエムアール エルエルシ ー(FMR LLC)	82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA	61,476	5.16

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 100	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,190,940,000	11,909,400	同上
単元未満株式	8,900	—	—
発行済株式総数	1,190,949,000	—	—
総株主の議決権	—	11,909,400	—

(注) 「単元未満株式」の欄の株式数には、当社所有の自己株式26株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社セブン銀行	東京都千代田区丸の内一 丁目6番1号	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。
4. 当社は子会社等がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
現金預け金	368,518	400,723
コールローン	23,000	42,000
有価証券	※5 98,813	※5 98,953
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※6 1,916	※1, ※2, ※3, ※4, ※6 2,771
前払年金費用	0	—
未収収益	7,206	7,275
A T M仮払金	123,554	172,797
その他資産	1,231	1,261
その他の資産	※5 1,231	※5 1,261
有形固定資産	※7 10,954	※7 14,632
無形固定資産	16,693	16,561
繰延税金資産	1,146	1,183
貸倒引当金	△77	△74
資産の部合計	652,956	758,086
負債の部		
預金	331,581	369,876
譲渡性預金	40,690	40,690
コールマネー	※5 19,000	※5 26,700
借入金	24,000	34,000
社債	54,000	84,000
A T M仮受金	42,578	56,767
その他負債	15,160	14,169
未払法人税等	6,755	6,432
資産除去債務	265	267
その他の負債	8,139	7,468
賞与引当金	315	347
退職給付引当金	—	26
負債の部合計	527,326	626,576
純資産の部		
資本金	30,505	30,509
資本剰余金	30,505	30,509
資本準備金	30,505	30,509
利益剰余金	64,401	70,196
利益準備金	0	0
その他利益剰余金	64,401	70,196
繰越利益剰余金	64,401	70,196
自己株式	△0	△0
株主資本合計	125,413	131,214
その他有価証券評価差額金	△4	3
評価・換算差額等合計	△4	3
新株予約権	220	291
純資産の部合計	125,629	131,509
負債及び純資産の部合計	652,956	758,086

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
経常収益	44,338	46,744
資金運用収益	232	248
(うち貸出金利息)	57	179
(うち有価証券利息配当金)	141	40
役務取引等収益	44,040	46,457
(うちATM受入手数料)	42,204	44,208
その他業務収益	—	10
その他経常収益	65	27
経常費用	28,627	30,212
資金調達費用	1,052	780
(うち預金利息)	302	210
役務取引等費用	5,301	5,781
(うちATM設置支払手数料)	4,959	5,273
(うちATM支払手数料)	181	222
その他業務費用	3	162
営業経費	※1 22,222	※1 23,462
その他経常費用	46	24
経常利益	15,710	16,531
特別損失	63	245
固定資産処分損	63	37
減損損失	—	※2 208
税引前中間純利益	15,647	16,285
法人税、住民税及び事業税	6,396	6,246
法人税等調整額	△19	△42
法人税等合計	6,377	6,203
中間純利益	9,270	10,081

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月 30 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	30,503	30,505
当中間期変動額		
新株の発行	2	3
当中間期変動額合計	2	3
当中間期末残高	30,505	30,509
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	30,503	30,505
当中間期変動額		
新株の発行	2	3
当中間期変動額合計	2	3
当中間期末残高	30,505	30,509
資本剰余金合計		
当期首残高	30,503	30,505
当中間期変動額		
新株の発行	2	3
当中間期変動額合計	2	3
当中間期末残高	30,505	30,509
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	0	0
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	53,326	64,401
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,096	△4,287
中間純利益	9,270	10,081
当中間期変動額合計	6,173	5,794
当中間期末残高	59,500	70,196
利益剰余金合計		
当期首残高	53,326	64,401
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,096	△4,287
中間純利益	9,270	10,081
当中間期変動額合計	6,173	5,794
当中間期末残高	59,500	70,196

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
自己株式		
当期首残高	—	△0
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	—	△0
株主資本合計		
当期首残高	114,333	125,413
当中間期変動額		
新株の発行	5	6
剰余金の配当	△3,096	△4,287
中間純利益	9,270	10,081
当中間期変動額合計	6,179	5,801
当中間期末残高	120,512	131,214
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	51	△4
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△34	8
当中間期変動額合計	△34	8
当中間期末残高	17	3
評価・換算差額等合計		
当期首残高	51	△4
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△34	8
当中間期変動額合計	△34	8
当中間期末残高	17	3
新株予約権		
当期首残高	154	220
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	66	70
当中間期変動額合計	66	70
当中間期末残高	220	291
純資産合計		
当期首残高	114,539	125,629
当中間期変動額		
新株の発行	5	6
剰余金の配当	△3,096	△4,287
中間純利益	9,270	10,081
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	31	78
当中間期変動額合計	6,210	5,879
当中間期末残高	120,750	131,509

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	15,647	16,285
減価償却費	5,755	6,285
減損損失	—	208
貸倒引当金の増減(△)	41	△2
退職給付引当金の増減額(△は減少)	—	26
資金運用収益	△232	△248
資金調達費用	1,052	780
固定資産処分損益(△は益)	63	37
貸出金の純増(△)減	△621	△855
預金の純増減(△)	17,385	38,294
譲渡性預金の純増減(△)	△19,863	—
借入金の純増減(△)	—	10,000
コールローン等の純増(△)減	△35,000	△19,000
コールマネー等の純増減(△)	△2,800	7,700
普通社債発行及び償還による増減(△)	—	30,000
A T M未決済資金の純増(△)減	△10,107	△35,054
資金運用による収入	719	548
資金調達による支出	△879	△751
その他	460	△741
小計	△28,377	53,512
法人税等の支払額	△4,826	△6,563
営業活動によるキャッシュ・フロー	△33,203	46,949
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△77,596	△70,886
有価証券の償還による収入	67,200	70,500
有形固定資産の取得による支出	△2,729	△6,906
無形固定資産の取得による支出	△2,725	△3,164
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,850	△10,457
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ストックオプションの行使による収入	0	0
配当金の支払額	△3,096	△4,287
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,096	△4,287
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△52,150	32,204
現金及び現金同等物の期首残高	385,013	368,518
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 332,862	※1 400,723

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 6年～18年 A T M 5年 その他 2年～20年</p> <p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べて、当中間会計期間の経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ180百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
5. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。
6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	0百万円	0百万円
延滞債権額	3百万円	6百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	0百万円	0百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	3百万円	6百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	1,800百万円	4,903百万円
計	1,800百万円	4,903百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	1,700百万円	4,800百万円
--------	----------	----------

上記のほか、為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券	94,868百万円	91,905百万円

また、その他の資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
保証金	782百万円	787百万円

※6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	1,204百万円	1,468百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	1,204百万円	1,468百万円

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	38,265百万円	39,316百万円

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
有形固定資産	2,684百万円	3,341百万円
無形固定資産	3,071百万円	2,943百万円

※2. 減損損失

当第2四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

主な地域 東京都下

主な用途 遊休資産

種類 ATM

減損損失額 208百万円

資産のグルーピングについては、銀行全体をひとつの単位としております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

第3世代ATMへの入替に伴い、将来の使用が見込まれていない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額については、他への転用や売却が困難であるため、零としております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,190	0	—	1,190	(注) 2
合計	1,190	0	—	1,190	

(注) 1. 自己株式は存在いたしません。

2. 普通株式の増加はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)	摘要
		当事業年度 期首	当中間会計期間		当中間会計 期間末		
			増加	減少			
ストック・オプ ションとしての 新株予約権		—	—	—	220		
合計		—	—	—	220		

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月27日 取締役会	普通株式	3,096	2,600	平成23年3月31日	平成23年6月6日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年11月10日 取締役会	普通株式	3,096	利益剰余金	2,600	平成23年9月30日	平成23年12月2日

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,190,908	41	—	1,190,949	(注)
合 計	1,190,908	41	—	1,190,949	
自己株式					
普通株式	0	—	—	0	
合 計	0	—	—	0	

(注) 普通株式の増加はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）			当中間会計 期間末残高 （百万円）	摘要	
		当事業年度 期首	当中間会計期間				当中間会計 期間末
			増加	減少			
ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—	—	—	291		
合 計		—	—	—	291		

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年5月25日 取締役会	普通株式	4,287	3円60銭	平成24年3月31日	平成24年6月4日

(注) 1株当たり配当額3円60銭には、東京証券取引所市場第一部上場の記念配当1円00銭を含んでおります。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	3,870	利益剰余金	3円25銭	平成24年9月30日	平成24年12月3日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の中間期間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金預け金勘定	332,862百万円	400,723百万円
現金及び現金同等物	332,862百万円	400,723百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	9	12
1年超	5	5
合計	15	17

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金 (*)	368,516	368,516	—
(2) コールローン (*)	22,950	22,950	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	96,669	96,669	—
(4) 貸出金	1,916		
貸倒引当金 (*)	△0		
	1,916	1,916	—
(5) A T M仮払金 (*)	123,550	123,550	—
資産計	613,602	613,602	—
(1) 預金	331,581	332,404	823
(2) 譲渡性預金	40,690	40,690	—
(3) コールマネー	19,000	19,000	—
(4) 借入金	24,000	24,350	350
(5) 社債	54,000	54,920	920
(6) A T M仮受金	42,578	42,578	—
負債計	511,850	513,944	2,094

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

当中間会計期間（平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金（*）	400,721	400,721	—
(2) コールローン（*）	41,948	41,948	—
(3) 有価証券 その他有価証券	96,809	96,809	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*）	2,771 △0		
	2,771	2,771	—
(5) A T M仮払金（*）	172,795	172,795	—
資産計	715,047	715,047	—
(1) 預金	369,876	370,515	639
(2) 譲渡性預金	40,690	40,688	△1
(3) コールマネー	26,700	26,700	—
(4) 借入金	34,000	34,309	309
(5) 社債	84,000	84,786	786
(6) A T M仮受金	56,767	56,767	—
負債計	612,034	613,768	1,734

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

(2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日（決算日）における中間貸借対照表（貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) A T M仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日（決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(6) A T M仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
非上場株式(*)	2,144	2,144
合 計	2,144	2,144

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
2. 子会社及び関連会社株式
該当事項はありません。
3. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	48,619	48,609	10
	小計	48,619	48,609	10
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	48,049	48,067	△17
	小計	48,049	48,067	△17
合計		96,669	96,676	△7

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間会計期間（平成24年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	債券			
	国債	75,796	75,789	7
	小計	75,796	75,789	7
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	債券			
	国債	21,012	21,013	△0
	小計	21,012	21,013	△0
合計		96,809	96,803	6

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間貸借対照表（貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	△7
その他有価証券	△7
（+）繰延税金資産	2
その他有価証券評価差額金	△4

当中間会計期間（平成24年9月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	6
その他有価証券	6
（△）繰延税金負債	△2
その他有価証券評価差額金	3

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日（決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前事業年度（平成24年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	5,000	5,000	(注) 1
合 計		—	—	—	

(注) 1. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当中間会計期間（平成24年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	15,000	15,000	(注) 1
合 計		—	—	—	

(注) 1. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間会計期間	当中間会計期間
営業経費	71百万円	77百万円

2. ストック・オプションの内容

前中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

	第4回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注) 1	普通株式 440,000株	普通株式 118,000株
付与日	平成23年8月8日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成23年8月9日から平成53年8月8日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価(注) 2	新株予約権1個当たり 127,950円	同左

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、株式数は株式分割に伴い調整された後の数値によっております。
2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1,000株であります。

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

	第5回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注) 1	普通株式 363,000株	普通株式 77,000株
付与日	平成24年8月6日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成24年8月7日から平成54年8月6日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価(注) 2	新株予約権1個当たり 175,000円	同左

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1,000株であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
期首残高	264百万円	265百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円	一百万円
その他増減額 (△は減少)	1百万円	2百万円
期末残高	265百万円	267百万円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社は、A T M関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
株式会社三菱東京U F J銀行	5,041	銀行業

(注) 一般企業の売上高に変えて、経常収益を記載しております。

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社は、ATM関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,400	銀行業

(注) 一般企業の売上高に変えて、経常収益を記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	円	105.30	110.17

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	7.78	8.46
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	9,270	10,081
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	9,270	10,081
普通株式の期中平均株式数	千株	1,190,895	1,190,930
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	7.77	8.45
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,003	1,495
うち新株予約権	千株	1,003	1,495
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に 含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 当社は、平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり情報を算定しております。

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

株式取得による企業結合

当社は、FCTI Holdings, LLCとの間で、同社が保有するFinancial Consulting & Trading International, Inc.（本社：米国カリフォルニア州、代表者：Paul Cooley、以下「FCTI」）の全発行済株式を当社が取得することについて平成24年9月6日付で合意し、株式売買契約を締結いたしました。当該合意に基づき平成24年10月6日に全発行済株式を取得しております。

①企業結合の概要

(イ)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	Financial Consulting & Trading International, Inc.
事業の内容	A TM運営事業

(ロ)企業結合を行った主な理由

当社においては、将来における成長分野として、国内市場における経験を生かした海外A TM展開を検討してまいりましたが、米国市場はA TM運営事業に関する世界最大の市場であり、かつ事業運営に必要なインフラが整っている有力な市場と位置づけております。

FCTIは、米国におけるA TM運営専門会社として大手の一社であり、A TMを自社で所有することで手数料設定を主体的に管理できるビジネスモデルを特徴とし、全米展開する大手の小売業者との取引関係を背景として安定的な収益力を有しております。当社によるFCTIの全株式の取得及び子会社化は、当社による海外A TM展開の本格化に向けて、重要な一歩になると考えております。

(ハ)企業結合日

平成24年10月6日

(ニ)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(ホ)取得した議決権比率

100%

(ヘ)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

②被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金 132百万米ドル
取得に直接要した費用	現時点では確定しておりません。

2 【その他】

中間配当

平成24年11月9日開催の取締役会において、第12期の中間配当につき、次のとおり決議いたしました。

中間配当金額	3,870百万円
1株当たりの中間配当金	3円25銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年10月6日にFinancial Consulting & Trading International, Inc.の全発行済株式を取得し子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月22日
【会社名】	株式会社セブン銀行
【英訳名】	Seven Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二子石 謙輔
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 二子石 謙輔は、当社の第12期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成 24年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

